

奈良市公報

第62号

令和3年12月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
11	17	626	道路の位置指定	建築指導課
11	18	627	狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容	保健衛生課
11	19	628	放置自転車等の保管	環境政策課
11	22	629	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
11	22	630	放置自転車等の保管	環境政策課
11	22	631	督促状の公示送達	納税課
11	24	632	道路の位置指定	建築指導課
11	24	633	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
11	24	634	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
11	25	635	放置自転車等の保管	環境政策課
11	25	636	道路の位置指定	建築指導課
11	26	637	差押調書の公示送達	滞納整理課
11	30	638	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業変更計画の公衆縦覧	西大寺駅周辺整備事務所
11	30	639	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11	30	640	農用地利用集積計画の決定	農政課

監査

月	日	番号	件名	主管
11	19	16	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	

公営企業

月	日	番号	件名	主管
11	19	52	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
11	25	13	奈良市公報号外第25号に掲載	企業総務課

教育委員会

月	日	番号	件名	主管
11	24	14	奈良市公報号外第25号に掲載	地域教育課

11	24	15	奈良市公報号外第25号に掲載	看護専門学校
11	24	22	奈良市個人情報保護条例の規定により口頭により開示請求 できる個人情報等	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
11	29	12	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第626号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年11月17日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	寝屋川市豊里町42番6号
申請者氏名	山形 強志
道路の位置	奈良市六条一丁目801番1及び803番の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	44.36m
指定年月日	令和3年11月17日
指定番号	第R0306号

(令和3年11月17日掲示済)

奈良市告示第627号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第6条第8項の規定により公示します。

令和3年11月18日

奈良市長 仲川元庸

記

収容日時：令和3年11月16日 17時20分

場 所：菅原町

種 類：バーニーズ・ハウンド系犬

毛 色：黒白ブチ

性 別：オス

推定年齢：5才

体 格：中

備 考：布製迷彩色首輪

(令和3年11月18日掲示済)

奈良市告示第628号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年11月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年11月19日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する

市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年11月19日揭示済）

奈良市告示第629号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項の規定により、令和3年11月30日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和3年11月22日

奈良市長 仲川元庸
（令和3年11月22日揭示済）

奈良市告示第630号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年11月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年11月22日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和3年11月22日揭示済）

奈良市告示第631号

令和2年度市・県民税第4期分、令和2年度固定資産税・都市計画税第4期分、令和2年度軽自動車税全期分並びに令和3年度市・県民税第2期分、令和3年度固定資産税・都市計画税第1期分及び第2期分、令和3年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年11月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
令和2年度市・県民税	第4期分	令和3年2月19日	令和3年2月1日
令和2年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和3年3月20日	令和3年3月1日
令和2年度軽自動車税	全期分	令和2年10月20日	令和2年9月30日
令和3年度市・県民税	第2期分	令和3年9月17日	令和3年8月31日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和3年5月20日	令和3年4月30日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和3年6月18日	令和3年5月31日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和3年7月20日	令和3年6月30日
令和3年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和3年8月20日	令和3年8月2日
令和3年度軽自動車税	全期分	令和3年6月18日	令和3年5月31日
令和3年度軽自動車税	全期分	令和3年9月17日	令和3年8月23日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和3年12月3日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和3年11月22日揭示済)

奈良市告示第632号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年11月24日

奈良市長 仲川 元 庸

申請者住所	天理市岩室町53番地1
申請者氏名	有限会社 石橋建築総合設計事務所 代表取締役 石橋 豊
道路の位置	奈良市中山町1437番1、1437番2及び1438番1の各一部
道路の幅員	最大4.26m 最小4.26m
道路の延長	24.31m
指定年月日	令和3年11月24日
指定番号	第R0112号

(令和3年11月24日揭示済)

奈良市告示第633号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和3年11月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和3年11月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970106155	訪問介護	なら山産業株式会社	奈良市佐保台三丁目 902番地の217	ばくのゆめ	奈良市法華寺町 82-2

(令和3年11月24日揭示済)

奈良市告示第634号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和3年11月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和3年11月7日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970300493	認知症対応型 共同生活介護	医療法人藤和会	奈良県大和郡山市北 郡山町104-3	グループホーム なごやか	奈良県大和郡山市 北郡山町310

(令和3年11月24日揭示済)

奈良市告示第635号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年11月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年11月25日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年11月25日揭示済)

奈良市告示第636号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和3年11月25日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市法蓮町262番地の11
申請者氏名	池田 英児
道路の位置	奈良市法蓮町406番4の一部、406番10、406番11及び407番2の一部
道路の幅員	最大4.66m 最小4.00m
道路の延長	22.393m
指定年月日	令和3年11月25日
指定番号	第R0308号

(令和3年11月25日揭示済)

奈良市告示第637号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年11月26日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和3年11月26日揭示済)

奈良市告示第638号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の事業変更計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業変更計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和3年12月28日までに奈良県知事に意見書を提出することができる。

令和3年11月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 縦覧期間 令和3年12月1日から令和3年12月14日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 奈良市西大寺南町2番6号
奈良市役所 都市整備部 西大寺駅周辺整備事務所

(令和3年11月30日揭示済)

奈良市告示第639号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和3年9月27日 奈良市指令整開 第21A-6号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和3年11月30日 第1790号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮佐保山三丁目1636番7
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県香芝市下田東五丁目581番地ペアコートB
酒井 弘法

(令和3年11月30日揭示済)

奈良市告示第640号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年11月30日

奈良市長 仲川元庸
(令和3年11月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年11月19日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘之

送配水管理センター（水質管理室を含む。）

監査結果公表日 令和3年3月31日（奈良市監査委員告示第3号）

措置結果通知日 令和3年10月21日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>平城西配水池更新工事（平成30年度から令和2年度までの3か年継続事業）において、平成30年度及び令和元年度の工事の出来高に 応じた部分払金の算定方法に誤りがあり、本来より少なく支払っていた。 この要因は、平成30年度分については、前払金を支払っている場合、工事請負契約書第41条第2項の規定により、出来高金額の9割（注）から出来高金額に前払率を乗じた額を控除して得られた額を基に部分払金が算定されるが、出来高金額の9割から、誤って前払金の全額を控除していたことによるものであった。また、令和元年度分については、平成30年度から令和元年度への通次繰越額を令和元年度分の支払限度額として考慮していなかったことによるものであった。 部分払金は、工事請負契約書の規定及び予算措置の状況に基づき適正に算定し、支払われない。 （注） 工事は全部の履行が完了して初めて契約の目的が達成され</p>	<p>緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事（令和2年度から令和4年度までの3か年継続事業）において、令和3年度の第1回部分払金を、工事請負契約書第42条第2項の規定により、出来高金額の9割から出来高金額に前払率を乗じた額を控除して得られた額を基に算定し、支払い手続を行いました。</p>

るものであり、当該出来高部分が完了しても工事の一部ができあがったに過ぎず、契約の目的としては未だ達成されていないため支払の1割を留保するもの。

教育支援・相談課

監査結果公表日 令和2年12月28日 (奈良市監査委員告示第16号)

措置結果通知日 令和3年10月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市教育支援委員会の委員に対し、報酬のみが支給され、費用弁償は支給されていなかった。</p> <p>当該委員会は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)に規定する附属機関で、委員は、非常勤特別職として委嘱されているものであり、奈良市教育支援委員会規則(昭和53年奈良市教育委員会規則第12号)第10条に費用弁償に関する規定があることから、委員としての活動に関する費用弁償は、当該規則に基づき適正に支給されたい。</p> <p>また、委員への出席依頼について、依頼文の発出者名は委員長となっていたが、起案が所管課の課長専決となっていた。</p> <p>附属機関における最終の意思決定権は、当該附属機関の長にある。決裁権者を確認し、適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>令和3年度から、教育支援委員会に出席した委員に対し費用弁償を支給するよう改めた。</p> <p>また、令和3年1月14日開催分から、会議の招集に係る意思決定権者である教育支援委員会委員長の決裁を受けて会議を開催するよう改めた。</p>

廃棄物対策課

監査結果公表日 令和2年3月30日 (奈良市監査委員告示第3号)

措置結果通知日 令和3年11月5日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料については、徴収事務を奈良市清美公社(以下「清美公社」という。)に委託しているが、徴収金額を、清美公社が作成した月額合計の収納状況表及び清美公社から市に入金された領収済通知書でしか確認していなかった。また、領収済通知書には、金額以外の情報が記載されておらず、収集状況の月別報告書である委託実績報告書を基に調定した金額が入金されているのか確認できる状態ではなかった。</p> <p>所管課は、公金である手数料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、領収済通知書の摘要欄には収集月を明記させ、また、収納状況表等に加えて、利用者から清美公社に納付された際の領収済通知書及びし尿汲取済通知書等の外部証拠資料を入手した上で照合を行うなど、清美公社からの報告が正確であるか適切に把握されたい。</p>	<p>(2) 令和3年4月22日の奈良市清美公社に対して経営状況の法定報告に対する監査の際に、指摘事項に関する証憑類の確認を行いました。</p> <p>公社担当者にヒアリングするとともに、証憑の一部を抽出し、関係書類と照合して確認したところ、内容に不自然な点はなかったため、市への毎月の報告は適切にされていると判断しました。</p> <p>今後も同監査時を利用し、事務処理及び報告について適切に実施されているか確認を行います。</p>

保育所・幼稚園課

監査結果公表日 令和3年7月1日 (奈良市監査委員告示第11号)

措置結果通知日 令和3年11月11日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>公立・私立保育所措置費自己負担金及び幼稚園費使用料(保育料)において、令和元年度決算における収入未済額と令和2年度当初における滞納繰越の調定額が一致していなかった。</p> <p>これは、所管課で収入金の管理に利用している「子ども・子育て支援業務システム」が、平成31年4月から新システムに切り替わったことに伴って誤りゆがが発生したことによるものであるが、そもそも、所管課において滞納繰越の調定を行う際に、前年度決算の収</p>	<p>当課が所管する債権の滞納繰越の調定を行う際に、前年度決算の収入未済額と滞納繰越の調定額が一致していることを確認するよう、令和3年7月から事務処理の方法を改めました。</p>

入未済額と当年度の調定額は一致するべきという認識がなかったことが原因であると考えられる。

滞納繰越の調定は、前年度決算の収入未済額が確定した後、その額をもって行うものであることから、所管課は、収入未済額と調定額が一致しているかどうかの確認を確実に行った上で事務処理を行われない。

文化財課

監査結果公表日 令和2年12月28日(奈良市監査委員告示第16号)

措置結果通知日 令和3年11月15日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務委託において、契約金額の算定に、落札された基準単価が反映されていなかった。</p> <p>これは、嘱託登記業務委託は、入札については基準単価で行うが、契約については、落札された基準単価からその他の業務の単価を比例算定し、各々の単価に予定される業務の数量を掛け合わせた総額にて契約する方式を採用しているが、落札後の不動産登記等発注確認簿の作成時に、基準単価を落札額に変更せず、あらかじめ入力されている様式(記入例)のまま用いたことによる。</p> <p>この単価入札・総額契約の方式は他にも数量等の入力項目があり、総額計算が複雑ではあるが、契約金額は契約情報の中でも極めて重要な情報であることから、算定にあたっては細心の注意を払い、適正に事務処理を行われない。</p>	<p>令和3年5月に入札した史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務委託において、不動産登記等発注確認簿の作成時に、落札された基準単価を反映し、適正に契約金額を算定したことを複数人で確認した上で、令和3年6月に契約事務を行いました。</p>

資産管理課(旧資産経営課分)

監査結果公表日 平成30年6月29日(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 令和3年11月17日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>土地建物売払収入の関係書類を査閲したところ、奈良市契約規則第4条で規定されている入札保証金について、本来より少なく徴収していた。これは、市のホームページに掲載している公有財産売却一般競争入札参加申込書の記載例において入札保証金の金額が誤っていたことに起因している。また、落札者の入札保証金は最終的に売買代金に充当されることになるが、落札者からの残金入金後2か月経過してから振替処理が行われ、充当されていた。</p> <p>入札保証金は、落札者が契約締結を行わない場合に市が被る損害に備えて納めさせるものであるため金額不足が生じないように、市のホームページに掲載する情報のチェックを強化するとともに、残金入金後の振替処理は遅滞なく行い、速やかに市の歳入とされたい。</p>	<p>市のホームページに掲載している公有財産売却一般競争入札参加申込書の記載例については、令和3年度から案件ごとの入札保証金の額ではなく「予定価格の10%」という一般的な表記にすることで、案件ごとの変更漏れを防ぐように改めました。</p> <p>また、令和2年4月に実施した近鉄西大寺駅南側市有地売却に係る一般競争入札において、入札保証金は契約時には契約保証金に振替処理を行い、落札者からの残金入金後には売買代金に充当する振替処理を遅滞なく行いました。</p>

(令和3年11月19日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第52号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年11月19日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
NSリノベーション株式会社	代表取締役 齊藤太嘉志	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号	令和3年11月2日

(令和3年11月19日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第22号

奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第25条の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めたので、奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市教育委員会規則第5号)においてその例によることとされる奈良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)第17条の規定に基づき告示します。

令和3年11月24日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

試験等の名称	奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	各検査の得点、調査書の点数及びそれらの合計点
開示する期間	一条高等学校附属中学校の入学者説明会開催日及び令和4年3月22日から令和4年3月25日まで
開示する場所	一条高等学校附属中学校の入学者説明会開催日は一条高等学校 令和4年3月22日から令和4年3月25日までは教育部教育政策課

(令和3年11月24日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会令和3年12月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和3年11月29日

奈良市農業委員会 会長 巽 一 孝

1 日時

令和3年12月6日(月) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1
企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(11月専決処理分)
- (4) 水田利用転届出について(11月専決処理分)
- (5) 知事許可について(11月許可分)

(令和3年11月29日揭示済)